

社 援 発 0 3 0 6 第 2 8 号
令 和 2 年 3 月 6 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 長} \\ \text{中 核 市 市 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について」の一部改正について

今般、「社会福祉法第 19 条第 1 項第 1 号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替えの範囲等について」（平成 12 年 9 月 13 日社援発第 2073 号本職通知）を別添のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、円滑な実施について特段の御配慮をお願いします。